

議 事 録		作 成 日	令和元年 12 月 6 日(金)
		作 成 者	建設部 上下水道課
会議名	第 4 回 宮津市水道使用料金等審議会		
開催日時	令和元年 12 月 4 日(水)	14:30~16:15	開催場所 宮津市役所 第 5 会議室
出席委員	藤本 長壽 : 宮津市自治連合協議会 会長 黒岡 芳子 : 宮津市地域女性の会 会長 藤原 高広 : 宮津地区労働者福祉協議会 会長 今井 一雄 : 宮津商工会議所 会頭 今井 一雄 西村 正大 : 宮津天橋立観光旅館協同組合 理事 三好 ゆう : 福知山公立大学 准教授 四蔵 茂雄 : 舞鶴工業高等専門学校 教授		

内 容	
1	挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より開会にあたっての挨拶
2	水道使用料金等の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より追加資料について説明。(事務局説明要旨を参照) ・宮津天橋立旅館協同組合から要望書の提出があったことを説明。 <質疑> <ul style="list-style-type: none"> ・類似団体間においても、料金には大きな差が生じている。この要因はなにか。 <ul style="list-style-type: none"> →料金算定の基本的な考え方はどの団体も同じ。主な理由は施設整備等に係る事業費の違いであると認識している。(事務局) ・宮津市の水道使用量は夏場が多い。観光客は冬場も多いが、水道使用量はそれほど多くない。その要因の分析は何か。 <ul style="list-style-type: none"> →管内には、プールを所有している施設等もあり、水道使用量が増加するのではないかと。冬場も客数は増加するが、水道の使用量として大幅には増えない。(委員) ・今回の料金体系の分析の中で、大口利用者とは業種で分類しているのか。それとも使用量で分類しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> →使用量での分類である。 ・特定の使用者の負担を軽減すると、他の使用者にその負担がかかってくるという認識でよいか。 <ul style="list-style-type: none"> →そのとおりである。健全な経営を行っていくうえでの平均改定率は前回までの審議会でお示ししたとおり。その上で、特定の使用者の負担を軽減しようとする、他の使用者の負担が増加する形となる。 <事務局より追加説明> <ul style="list-style-type: none"> ・審議の中でなかなか意見が出し難い。事務局の素案があれば説明を求める。(会長) ・会長からの指示を受け、事務局より料金改定の考え方を説明。(事務局説明要旨を参照)

内 容

<質疑>

- ・資料の見方について確認する。基本料金を約 65%上げた場合、従量料金は約 19%の上昇となり、基本料金を約 35%上げた場合、従量料金は約 33%の上昇となるということでしょうか。
→そのとおり。注意していただく点として、今回配布した資料は、従量料金部分を均一単価とした場合の試算である。現行の料金体系を維持した上での試算については、前回の審議会で配布した資料を参考としていただきたい。(事務局)
- ・均一型の料金というのは、どれだけ水を使用しても料金は変わらないということか。
→料金が変わらないということではない。1 m³を使用した際の単価が、10 m³使用した場合でも、200 m³使用した場合でも変わらないということ。(現在は、10 m³の使用と 200 m³の使用では、1 m³あたりの単価が異なる逓増型の料金設定を採用している。)(事務局)
- ・この審議会では、どこまでのことを決定する必要があるのか。料金の改定率まで決めることになるのか。
→料金改定に係る決定責任は行政にあるため、改定率の決定まで審議会にお願いするつもりは無い。適正な積算による水道使用料金の算定方針をご審議いただきたい。(事務局)
- ・将来的には均一型の料金体系を検討していく必要があるとのことだが、長期的な収支計画にその考え方は反映しているのか。収支計画の試算に影響しないのか。
→収支計画における使用料金は、使用料金全体としてどの程度の収入が必要かという視点で試算されたもの。一方、料金体系の議論は、必要な使用料金をどのような形で利用者にご負担いただくかといった視点での議論であり、収支計画の試算には影響しない。(事務局)

<意見>

- ・できるだけ多くの方にご理解いただけるものになりたいが、料金の上昇が避けられない中、一般の利用者、事業者の方、全ての方が納得できる料金のあり方というのは難しい。
- ・委員も全てが水道の専門家というわけではない。一定の方向性についての意見を述べることはできるが、最終的な結論については、行政に責任を持っていただくのが良い。
- ・基本料金と従量料金の負担のバランスは、事務局が説明の『水道料金算定要領』に基づく考え方を基本に検討することでよいのではないかと。

内 容

3 答申（案）について

- ・前回までの審議結果を基に、たたき台を作成した。
- ・次回の審議会で答申をまとめたいと考えている。次回、ご意見をいただきたい。

<質疑>

- ・審議会として答申を出す、例えば市長が変わったら水道使用料金に対する考え方が変わる可能性はあるのか。

→あり得る。極端な例だが、水道料金0円を公約として当選すれば、そうなるだろう。(委員)

→ご質問の心配は理解できるが、それはその時に審議すべき問題。市長が変われば方針が変わることはあるだろうが、我々委員は、今の体制で水道使用料金のあるべき姿を議論し、答申すればいい。(委員)

→今回の答申を受け、一定の判断の基、市長が条例改正の提案を行う。料金算定期間とした5年間は今回の料金改定を受け水道事業を運営していくこととなるが、仮に市長が変わり「料金改定を実施せよ」ということになれば、改めて審議会を開催し、議論していただくことになると思う。(事務局)

<意見>

- ・市民にとって安心・安全に生活してもらい、観光客にも多く来てもらえるようにすることを踏まえ、我々の知恵を答申に反映させることが、審議会委員としての仕事であろう。政治は別物と考えればよい。

4 総括

- ・次回において答申をまとめる。
- ・基本料金と従量料金のバランスについては、『水道料金算定要領』に基づく算定を基本とし、次回の審議会において各委員の意見を集約する。
- ・答申のあり方については、次回の審議会において決める。

5 その他

次回の審議会は、令和元年12月22日（日）午後5時からとする。